

「羽村市魅力発信市民記者」募集要項

1 概要

羽村市に暮らす市民の皆さんが感じている「暮らしやすさ」「子育てのしやすさ」「楽しさ」など、羽村市の魅力を発信していただける方を「羽村市魅力発信市民記者（以下「市民記者」という）」として募集します。

市民記者により羽村市の魅力を発信することで、市内で暮らす方には、魅力を再確認して暮らしをより充実していただき、市外の方には、子育てのしやすさ、暮らしやすさを知っていただきます。

2 活動内容

- ・市民記者の関心事から魅力を掘り起こし、自ら取材して記事を執筆していただきます。
- ・月1回程度、市職員と市民記者が記事のテーマや内容、スケジュール等について自由に意見交換する会議等に参加していただきます。
- ・記事は、羽村市公式PRサイト内の「はむらぐらし」にウェブマガジンとして掲載するほか、市の広報媒体や広告等に掲載します。

3 応募資格

羽村市に愛着を持って魅力を発信したいと考えている20代～40代の方
市内在住・在勤・在学は問いません。

特に、以下のような方の応募をお待ちしています。

- ・子育てを楽しんでいる方
- ・暮らしを楽しんでいる方
- ・羽村市の魅力を大勢の方に知ってほしいと思っている方

4 活動期間

活動期間の定めはありませんが、以下のいずれかに該当した際には、その身分を失います。

- ・「羽村市魅力発信市民記者」事業が終了したとき
- ・本人より申し出があったとき
- ・市長が必要と認めるとき

5 募集人員

10名程度

6 その他

- ・活動にあたっての謝礼は、お支払いしません。
- ・執筆した記事については、予算の範囲内で筆耕料をお支払いします。

- ・ 市民記者証を交付します。
- ・ 執筆した記事（写真及び文章）等の著作権やその他の権利は市に帰属し、市が広報・広告活動等に活用します。
- ・ 活動中の事故等については自己責任となります。
- ・ 市民記者の名前と顔写真は公表しますのでご了承ください。

7 応募方法

下記事項を応募用紙に記入し、市役所 3 階秘書広報課窓口までお持ちください。

なお、応募用紙は、Eメールでお送りします。

- ・ 住所、氏名、生年月日、職業
- ・ 連絡先Eメールアドレスおよび電話番号
- ・ 作文「応募動機と市外の人に伝えたい羽村の魅力」（1,200 字以内）

※窓口は、土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時まで。

8 問合せ先

羽村市企画部秘書広報課広報・シティプロモーション係

住 所：〒205-8601 羽村市緑ヶ丘 5 - 2 - 1

T E L：042-555-1111（内線336・337）

F A X：042-554-2921

E-mail：s102020@city.hamura.tokyo.jp